

新型コロナウイルス感染症に係る 緊急事態宣言の再発令について

菅内閣総理大臣は、本日、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、東京都、京都府、大阪府、兵庫県を対象に「緊急事態宣言」の発令を決定した。

これまで11都府県の関係自治体への「まん延防止等重点措置」が適用されている中での「緊急事態宣言」の発令であり、関係地域では第4波となる感染拡大が続いており、医療体制崩壊の危機ともいえる極めて厳しい状態にある。

また、変異株によりこれまでにない早さで感染拡大や重症化が更に進むならば、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置対象地域のみならず、全国どの地域でも、クラスターの発生等により、瞬く間に地域全体が危機的な状況に陥る可能性が極めて高い。

このような厳しい状況を踏まえ、今般の「緊急事態宣言」を機に、政府・自治体、事業者、国民が心をひとつにしてこの緊急事態を共有し、全国的な感染拡大を何としても防ぎ、収束に向けた道筋をつけなくてはならない。

国においては、自治体と連携して、広範かつ効果的なPCR検査の実施、迅速・確実なワクチン供給と円滑なワクチン接種への支援、安全安心の最後の砦となる医療体制の堅持等、感染拡大阻止に向けてあらゆる対策を総動員するよう求めるものである。また、地域経済への影響については、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域以外の地域も含め、地域の実情に応じた事業者への支援及び雇用対策など、特段の対応をお願いしたい。

我々町村においても、この度の「緊急事態宣言」再発令という厳しい事態を深刻に受け止め、国及び都道府県・都市自治体とともに、この難局を乗り越えるべく、全力で取り組んでいく決意である。

令和3年4月23日

全国町村会長
荒木泰臣